

規定により、次のとおり決定した旨御所浦町長から届出があった。

平成15年10月22日

熊本県知事 潮 谷 義 子

あ ら た に 生 じ た 土 地	編 入 す る 字
御所浦町字花岡山 4393 の 2 地先公有水面埋立地 3,924.29 平方メートル	御所浦町字花岡山
御所浦町字花岡山 4393 の 2、4393 の 25 地先並びに 4393 の 25 に隣接する無番地 地先公有水面埋立地 3,201.07 平方メートル	御所浦町字花岡山

#### 熊本県告示第 1038 号

公有水面の埋立てによりあらたに土地を生じたため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 9 条の 5 第 1 項の規定により確認し、これに係る字の区域を同法第 260 条第 1 項の規定により、次のとおり決定した旨御所浦町長から届出があった。

平成15年10月22日

熊本県知事 潮 谷 義 子

あ ら た に 生 じ た 土 地	編 入 す る 字
御所浦町字梅実迫 4976 の 9 地先公有水面埋立地 492.59 平方メートル	御所浦町字梅実迫
御所浦町字梅実迫 4976 の 8、4976 の 7 地先並びに 4976 の 7 に隣接する無番地 地先公有水面埋立地 324.60 平方メートル	御所浦町字梅実迫

#### 熊本県告示第 1039 号

家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号）第 13 条第 1 項の規定により、次のとおり家畜伝染病に係る届出があったので、同条第 4 項の規定により公示する。

平成15年10月22日

熊本県知事 潮 谷 義 子

病 名	区分	発 生 年 月 日	発 生 場 所	発 生 頭 数	適 用
ヨ一ネ病	患畜	平成15年10月10日	玉名郡南関町	1戸1頭	乳用牛

#### 熊本県告示第 1040 号

第 9 次鳥獣保護事業計画（平成 14 年 3 月 29 日熊本県告示第 305 号）の一部を変更したので、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）第 4 条第 4 項の規定により公表し、変更後の同計画内容について熊本県環境生活部自然保護課及び各地域振興局林務（森林保全）課において一般の縦覧に供する。

平成15年10月22日

熊本県知事 潮 谷 義 子

#### 熊本県告示第 1041 号

平成 5 年 10 月 29 日熊本県告示第 905 号（鳥獣保護区の設定）の一部を次のように改め、平成 15 年 11 月 1 日から適用する。

平成15年10月22日

熊本県知事 潮 谷 義 子

「鳥獣保護及び狩猟ニ関スル法律（大正 7 年法律第 32 号）第 8 条ノ 8 第 1 項の規定により、次のとおり鳥獣保護区を設定したので、鳥獣保護及び狩猟ニ関スル法律施行規則（昭和 25 年農林省令第 108 号）第 20 条の規定により告示する。」を「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）第 28 条第 7 項の規定により、次のとおり鳥獣保護区の存続期間を更新するので、同条第 9 項の規定により告示する。」に改める。

三加和鳥獣保護区の項中「4 存続期間 平成 5 年 11 月 1 日から平成 15 年 10 月 31 日まで」を「4 平成 15 年 11 月 1 日から平成 25 年 10 月 31 日まで」に改める。

黒岩鳥獣保護区の項中「4 存続期間 平成 5 年 11 月 1 日から平成 15 年 10 月 31 日まで」を「4 平成 15 年 11 月 1 日から平成 25 年 10 月 31 日まで」に改める。

#### 熊本県告示第 1042 号

昭和 48 年 10 月 30 日熊本県告示第 857 号の 2（鳥獣保護区の設定）の一部を次のように